



# 長野県報

5月10日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1861号

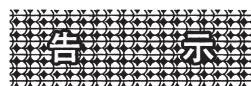
## 目 次

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) .....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課） .....	3
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（食品・生活衛生課） .....	3
訓練手当支給要綱の一部改正（雇用・人材育成課） .....	3
公共測量の終了（2件）（土木政策課） .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） .....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） .....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） .....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課） .....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） .....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課） .....	5
広域連合の規約の変更の許可（市町村課） .....	5
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会） .....	5

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（N P O活動推進課） .....	7
一般競争入札（情報政策課統計室） .....	7
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課） .....	8
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） .....	8
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課） .....	8
一般競争入札（砂防課） .....	9
長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等（労働委員会事務局） .....	10
正誤（人事委員会事務局） .....	11


**長野県告示第278号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

**1 指定居宅サービス事業者**

## (1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サンコート介護ケアセンター	長野県長野市篠ノ井二ツ柳字神田2076番地2	平成19年5月1日
のぞみ福祉サービス	長野県木曾郡木曽町福島5549-1	" "

## (2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
飯山市社協ディサービスセンター瑞穂	長野県飯山市大字瑞穂6385番地	平成19年5月1日
ルーエン通所介護事業所	長野県佐久市甲2189-1	" "
リハビリ教室ふれあい	長野県東御市県159-3	" "
宅老所よってけ家	長野県北安曇郡池田町大字会染7845番地7	" "

## (3) 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
学校法人太田アカデミー附属軽井沢リハビリ	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成19年5月1日
テーションクリニック		

## (4) 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームヴァルデス・ルー	長野県松本市島立282番地	平成19年5月1日

## (5) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ハトヤメディカルサポート株式会社	長野県諏訪市大字中洲字三ツ俣5709-31	平成19年5月1日

## (6) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ハトヤメディカルサポート株式会社	長野県諏訪市大字中洲字三ツ俣5709-31	平成19年5月1日

**2 指定居宅介護支援事業者**

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人須坂市社会福祉協議会第II居宅介護支援事業部	長野県須坂市大字須坂476-1	平成19年5月1日
のぞみ福祉サービス	長野県木曾郡木曽町福島5549-1	" "

**3 指定介護予防サービス事業者**

## (1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サンコート介護ケアセンター	長野県長野市篠ノ井二ツ柳字神田2076番地2	平成19年5月1日
のぞみ福祉サービス	長野県木曾郡木曽町福島5549-1	" "

## (2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
北方の風	長野県飯田市北方2209番地5	平成19年5月1日
飯山市社協ディサービスセンター瑞穂	長野県飯山市大字瑞穂6385番地	" "
ルーエン通所介護事業所	長野県佐久市甲2189-1	" "
リハビリ教室ふれあい	長野県東御市県159-3	" "
宅老所よってけ家	長野県北安曇郡池田町大字会染7845番地7	" "

## (3) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日

特別養護老人ホームヴァルデス・ルー	長野県松本市島立282番地	平成19年5月1日
特別養護老人ホーム木曽寮	長野県木曽郡上松町萩原2404-1	" "
(4) 介護予防福祉用具貸与	事業所の所在地	指定した年月日
事業所の名称 ハトヤメディカルサポート株式会社	長野県諏訪市大字中洲字三ツ俣5709-31	平成19年5月1日
(5) 特定介護予防福祉用具販売	事業所の所在地	指定した年月日
事業所の名称 ハトヤメディカルサポート株式会社	長野県諏訪市大字中洲字三ツ俣5709-31	平成19年5月1日

長寿福祉課

**長野県告示第279号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
市立大町総合病院	大町市大町3130	平成19年4月1日
小諸厚生総合病院	小諸市与良町3-2-31	平成19年4月1日
差出みなみ薬局	長野市差出南2-22-8	平成19年5月1日
かなえファミリー薬局	飯田市鼎名古熊2081-1	平成19年5月1日
中野北薬局	中野市一本木319-1	平成19年5月1日
豊科とをしや薬局	安曇野市豊科2637-4	平成19年5月1日
飯田薬局	諏訪市諏訪2-6-8	平成19年5月1日

健康づくり支援課

**長野県告示第280号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 講習会の主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田一郎

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

## 2 講習会の日程

平成19年10月15日（月）、10月16日（火）、10月22日（月）

## 3 講習会場の名称及び所在地

長野県自治会館 大会議室

長野市大字西長野字加茂北143-8

## 4 受講料

1万4,000円

食品・生活衛生課

**長野県告示第281号**

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部を次のように改正します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

別表の2の神奈川県の項中「同郡湯河原町 津久井郡城山町」を「同郡湯河原町」に改める。

雇用・人材育成課

**長野県告示第282号**

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

## 2 作業期間

平成18年7月12日から平成19年4月25日まで

## 3 作業地域

松本市中部地域

土木政策課

**長野県告示第283号**

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（松本市基本図作成）

2 作業期間

平成18年11月10日から平成19年4月25日まで

3 作業地域

松本市西部地域

土木政策課

**長野県告示第284号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月24日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 川尻小谷糸魚川線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土18818番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土18821番の1地先まで	旧	m 5.5～24.0	km 0.0545
同上	新	7.5～24.0	0.0500

道路管理課

**長野県告示第285号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月24日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 川尻小谷糸魚川線

2 供用を開始する区間

北安曇郡小谷村大字中土18818番の1地先から

北安曇郡小谷村大字中土18821番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成19年5月10日

道路管理課

**長野県告示第286号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

荒砥沢、宮沢川1、宮沢川2、普携寺沢、田島沢1、田島沢2、あけび沢、女沢川1、一ノ沢、南大沢、女沢川2、寺沢川、日影沢、西山沢及び寄合沢

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第287号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

荒砥沢、宮沢川2、普携寺沢、あけび沢、南大沢、女沢川2、寺沢川、西山沢及び寄合沢

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第288号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年5月10日

## 長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

八王子、上山田温泉(1)、上山田温泉(2)、上山田温泉(3)、上山田温泉(4)、上山田温泉(5)、上山田温泉(6)、上山田温泉(7)、上山田(1)、上山田(2)、上山田(3)、上山田(4)、宿(1)、宿(2)、水上北(1)、水上北(2)、水上(1)、水上(2)、八坂、新山(1)、新山(2)、新山(3)、新山(4)、新山(5)、新山(6)、新山(7)、新山(8)及び天坂

## 2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

## 長野県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年5月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

八王子、上山田温泉(1)、上山田温泉(2)、上山田温泉(4)、上山

田(1)、上山田(3)、上山田(4)、宿(1)、宿(2)、水上北(1)、水上北(2)、水上(1)、水上(2)、八坂、新山(1)、新山(2)、新山(3)、新山(4)、新山(5)、新山(6)、新山(8)及び天坂

## 2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県長野地方事務所告示第1号

長野広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成19年3月29日付けで許可しました。

平成19年5月10日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

市町村課

## 選告示第38号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成19年5月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表を次のように改める。

(別表)

区	分	法定数
1 法第74条第1項及び法第75条第1項の規定による有権者の総数の50分の1の数		35,448
2 法76条第1項、法第81条第1項及び法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による有権者の総数のうち、40万を超える部分の数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		362,062
3 法第80条第1項の規定による選挙区における有権者の総数の3分の1の数		
南佐久郡	選挙区	7,777
上伊那郡	"	22,849
下伊那郡	"	17,992
木曽郡	"	9,306
東筑摩郡	"	10,812
北安曇郡	"	9,218
上水内郡	"	9,755
長野市	"	102,193
松本市	"	60,355
上田市 小県郡	"	46,938
岡谷市 諏訪郡下諏訪町	"	21,124
飯田市	"	28,900
諏訪市	"	14,159
須坂市 上高井郡	"	19,765
小諸市	"	11,989
伊那市	"	19,109
駒ヶ根市	"	9,179
中野市 下高井郡	"	19,627
大町市		8,638
飯山市 下水内郡	"	7,605
茅野市 諏訪郡富士見町及び同郡原村	"	21,307
塩尻市	"	18,048
佐久市 北佐久郡	"	37,776
千曲市 埴科郡	"	21,771
東御市	"	8,365
安曇野市	"	26,240